

【新旧対照表】 令和6年度 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（運営管理）

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運営管理			
1 児童の入所状況 (5)内容及び手続きの説明 及び同意	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p><u>2 (削除)</u></p> <p><u>3 (削除)</u></p> <p><u>4 (削除)</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、1の文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を運営基準条例第5条第2項各号及び第3項に掲げる方法（以下「電磁的方法」という。）により提供しなければならない。</u></p> <p><u>3 特定教育・保育施設は、電磁的方法により、1に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u> <u>(1) 電磁的方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u> <u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>4 3の承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったと</u></p>	運営基準条例改正のため

	<p>【観点】</p> <p>1 運営規程及び重要事項等を定めているか。</p> <p>2 利用者に対して文書により適切に交付及び説明を行い、同意を得ているか。</p> <p><u>3 (削除)</u></p> <p><u>4 (削除)</u></p> <p><u>5 (削除)</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 運営基準条例第5条、第20条</p> <p>(2) 運営基準条例第5条</p> <p><u>(1) (削除)</u></p> <p><u>(1) (削除)</u></p> <p><u>(1) (削除)</u></p> <p>【評価事項】【評価】</p> <p>(1) 運営規程及び重要事項等を定めていない。【C】</p> <p>(2) 利用者に対して文書により適切に交付及び説明をして、同意を得ていない。【B】</p> <p><u>(1) (削除)</u></p>	<p><u>きは、当該利用申込者が再び3の承諾をした場合を除き、1に規定する重要事項の提供を電磁的方法によりしてはならない。</u></p> <p>【観点】</p> <p>1 運営規程及び重要事項等を定めているか。</p> <p>2 利用者に対して文書により適切に交付及び説明を行い、同意を得ているか。</p> <p><u>3 利用申込者からの申出があった場合には、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供しているか。</u></p> <p><u>4 電磁的方法により、重要事項を提供しようとする際、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。</u></p> <p><u>5 当該利用申込者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった際、重要事項の提供を電磁的方法によりしていないか。</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 運営基準条例第5条第1項、第20条</p> <p>(2) 運営基準条例第5条第1項</p> <p><u>(1) 運営基準条例第5条第2項、第3項</u></p> <p><u>(1) 運営基準条例第5条第5項</u></p> <p><u>(1) 運営基準条例第5条第6項</u></p> <p>【評価事項】【評価】</p> <p>(1) 運営規程及び重要事項等を定めていない。【C】</p> <p>(2) 利用者に対して文書により適切に交付及び説明をして、同意を得ていない。【B】</p>	
--	---	--	--

	<p><u>(1) (削除)</u></p> <p><u>(1) (削除)</u></p>	<p><u>(1)利用申込者からの申出があった場合に、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供していない。【B】</u></p> <p><u>(1)電磁的方法により、重要事項を提供しようとする際、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。【B】</u></p> <p><u>(1)当該利用申込者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった際、重要事項の提供を電磁的方法によりしている。【B】</u></p>	
<p>2 基本方針及び組織</p> <p><u>(6) サービスの質の評価等</u></p> <p><u>(区法)特定教育・保育に関する評価等</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>1 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>1 自己評価等、サービスの質の向上のための取組をしているか。</u></p> <p><u>2 福祉サービス第三者評価受審等、サービスの質の向上のための取組をしているか。</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>(1)運営基準条例第 16 条第 1 項</u></p> <p><u>(1)運営基準条例第 16 条第 2 項</u></p> <p><u>(2)平成 26 年 4 月 1 日雇児発第 0401 第 12 号「福祉</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>基準見直しのため(2(16)から移動)</p>

	<p><u>サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」</u> <u>(3)平成24年9月7日24福保指指第638号「東京都における福祉サービス第三者評価について(指針)の改正について(通知)」</u></p> <p>【評価事項】【評価】 <u>(1)自己評価等、サービスの質の向上ための取組をしていない。【C】</u></p> <p><u>(1)サービス評価等、サービスの質の向上のための取組をしていない。【C】</u></p>	<p>【評価事項】【評価】 <u>(追加)</u></p>	
2 基本方針及び組織 運営規程の策定	<p>運営規程の策定</p>	<p><u>(11)運営規程の策定</u></p>	<p>基準見直し 以下、連番の繰り上げ 基準見直しのため(2(6)へ移動)</p>
2 基本方針及び組織 <u>(16)特定教育・保育に関する評価等</u>	<p>【基本的考え方】 <u>(削除)</u></p> <p>【観点】 <u>(削除)</u></p> <p>【関係法令等】</p>	<p>【基本的考え方】 <u>1 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u> <u>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>【観点】 <u>1 自己評価等、サービスの質の向上のための取組をしているか。</u> <u>2 福祉サービス第三者評価受審等、サービスの質の向上のための取組をしているか。</u></p> <p>【関係法令等】</p>	

	<p><u>(削除)</u></p> <p>【評価事項】【評価】 <u>(削除)</u></p>	<p><u>(1) 運営基準条例第 16 条第 1 項</u></p> <p><u>(1) 運営基準条例第 16 条第 2 項</u> <u>(2) 平成 26 年 4 月 1 日雇児発第 0401 第 12 号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」</u> <u>(3) 平成 24 年 9 月 7 日 24 福保指指第 638 号「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）の改正について（通知）」</u></p> <p>【評価事項】【評価】 <u>(1) 自己評価等、サービスの質の向上ための取組をしていない。【C】</u> <u>(1) サービス評価等、サービスの質の向上のための取組をしていない。【C】</u></p>	
<p>2 基本方針及び組織 (19)重要事項等の掲示と 公衆の閲覧</p>	<p>【基本的考え方】 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>【観点】 1 掲示がされているか。 2 掲示されている内容が適切であるか。 <u>3 自動公衆送信により公衆の閲覧に供しているか。</u></p> <p>【関係法令等】 1 運営基準条例第 23 条 1 運営基準条例第 23 条 <u>1 運営基準条例第 23 条</u></p> <p>【評価事項】【評価】</p>	<p>【基本的考え方】 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>【観点】 1 掲示がされているか。 2 掲示されている内容が適切であるか。 <u>3 (新設)</u></p> <p>【関係法令等】 1 運営基準条例第 23 条 1 運営基準条例第 23 条 <u>1 (追加)</u></p> <p>【評価事項】【評価】</p>	<p>運営基準条例 改正のため</p>

	<p>(1) 重要事項等が掲示されていない。【B】</p> <p>(1) 掲示されている内容が適切でない。【B】</p> <p><u>(1) 自動公衆送信により公衆の閲覧に供していない。【B】</u></p>	<p>(1) 重要事項等が掲示されていない。【B】</p> <p>(1) 掲示されている内容が適切でない。【B】</p> <p>(1) <u>(新設)</u></p>	
(23) 業務継続計画等	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>【評価事項】</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>【基本的考え方】</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続ガイドライン ・児童福祉施設等における業務継続計画（ひな形） ・研修動画（児童福祉施設に係る BCP について） ・感染症対策マニュアル ・研修動画（児童福祉施設に係る感染症対策について） <p>【観点】</p> <p>1 業務継続計画を策定し定期的に見直しを行っているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 都条例第 11 条第 1 項、第 3 項</p> <p>【評価事項】</p> <p>(1) 業務継続計画の策定又は定期的な見直しを行っていない。【B】</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>2 研修及び訓練の実施</p> <p>(1) 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するように努めなければならない。</p> <p>(2) 児童福祉施設は、職員に対し、感染症及び食中</p>	基準見直しのため

	<p>【観点】 <u>(削除)</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(削除)</u></p> <p>【評価事項】 <u>(削除)</u></p>	<p>毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するように努めなければならない。</p> <p>【観点】 2 定期的に研修・訓練を実施しているか。</p> <p>【関係法令等】 (1)都条例第11条第2項 (1)都条例第12条第2項</p> <p>【評価事項】 (1)業務継続計画について研修・訓練を実施していない。【B】 (1)感染症及び食中毒の予防等について研修・訓練を実施していない。【B】</p>	
4 職員の状況 (2)職員配置 (公定価格)	<p>【基本的考え方】 (略)</p> <p><u>〈常勤以外の職員配置について〉</u> <u>常勤以外の職員を配置する場合については、下記の算式によって得た数値により充足状況を確認すること。なお、学級担任は原則常勤専任であることに留意すること。</u></p> <p><u>算式 常勤以外の1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数＝常勤換算値</u></p>	<p>【基本的考え方】 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	常勤換算の算式を明記した
(3)職員配置 (法外援護)	<p>【基本的考え方】 (略)</p> <p>(ア) 国基準職員数 (零歳児数×1/3) + (1・2歳児数×1/6) + (3歳児数×1/15) + (4・5歳児数×1/25 (チム保育推進加算の適用を受ける場合は1/30)) + 利</p>	<p>【基本的考え方】 (略)</p> <p>(ア) 国基準職員数 (零歳児数×1/3) + (1・2歳児数×1/6) + (3歳児数×1/20) + (4・5歳児数×1/30 (追加)) + 利用定員90人以下加配1 + 保育標準</p>	区要綱改正のため

	<p>用定員90人以下加配1＋保育標準時間認定受入加配1</p> <p>(イ) 区加算職員数〔常勤〕 {(零歳児数×1/3)＋(1歳児数×1/5)＋(2歳児数×1/6)＋(3歳児数×1/15)＋(4・5歳児数×1/25 (チーム保育推進加算の適用を受ける場合は1/30))＋民間施設充実保育士(定員60人以下1、定員91人以上1)＋11時間開所保育士(定員61人以上1)＋分散園舎保育士(常勤の場合のみ)＋延長保育保育士(延長保育実施保育所1)}＋保育標準時間認定受入加配1－国基準職員数</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 施設独自職員 上記(ア)、(イ)、(ウ)を合計した職員数を越えて、施設において独自に配置している職員数。<u>ただし、チーム保育推進加算による増員、産休等代替職員を除く。</u></p> <p>(オ) (略)</p> <p><u>(カ) (ア)、(イ) で用いる年齢別配置基準は、雇用配属上の人数だけでなく、日々の登園児童数に対する職員配置においても遵守すること。</u></p> <p><u>(キ) 職員増配置に係る法外援護費を適用する場合は、附則2の経過措置(旧配置基準を適用し、3歳児、4歳以上児の年齢別配置基準を、それぞれ(3歳児数×1/20)、(4・5歳児数×1/30)として算定するもの)に関わらず、なお(ア)、(イ)による算定とすること。</u></p> <p><u>(ク) (ア)、(イ) にて、チーム保育推進加算の適用を受ける場合に、4歳以上児の年齢別配置基準に係る算式を(4・5歳児数×1/30)とするのは、職員の特定上の人数整合のために規定するものであり、</u></p>	<p>時間認定受入加配1</p> <p>(イ) 区加算職員数〔常勤〕 {(零歳児数×1/3)＋(1歳児数×1/5)＋(2歳児数×1/6)＋(3歳児数×1/20)＋(4・5歳児数×1/30 (追加))＋民間施設充実保育士(定員60人以下1、定員91人以上1)＋11時間開所保育士(定員61人以上1)＋分散園舎保育士(常勤の場合のみ)＋延長保育保育士(延長保育実施保育所1)}＋保育標準時間認定受入加配1－国基準職員数</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 施設独自職員 上記(ア)、(イ)、(ウ)を合計した職員数を越えて、施設において独自に配置している職員数。<u>(追加)</u></p> <p>(オ) (略)</p> <p><u>(カ)～(ケ) (新設)</u></p>	
--	---	--	--

	<p><u>(4・5歳児数×1/25)とする場合に算出される職員数は、チーム保育推進加算の増員により確保すること。</u></p> <p><u>(ケ) 公定価格の各種加算の適用上必要となる職員については、法外援護費の加算対象となる増配置職員以外での配置とし、(ア)、(イ)それぞれの積算にその人数を加えること。また、公定価格の基本分単価及び各種加算の適用上配置する職員の所定労働時間その他労働条件は、別記13(8)を充足すること。</u></p> <p><u>ウ 職員の特定においては、非常勤職員の所定労働時間を合計して常勤職員の相当数に換算するいわゆる常勤換算は、いずれの区分においても原則行わない。</u></p>		
(3) 職員配置 (法外援護)	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>※ (経過措置)</p> <p><u>当面の間、事業者の予期しない職員の休退職が発生したときは、別記13第7項第1号イ(ア)及び(イ)中「(3歳児数×1/15) + (4・5歳児数×1/25)」とあるのは、「(3歳児数×1/20) + (4・5歳児数×1/30)」と読み替えて適用できるものとする。この場合において、別記13第7項第1号における保育士の区加算職員(常勤及び非常勤)の配置に対する法外援護費は支給しないものとし、欠員等対策費の算定に係る保育士数の特定においては本項の規定を適用しない。</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>※ (新設)</p>	区要綱改正のため
(5) 採用、退職	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項 (通算契約期間又は有期労働契約の更新</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項</u></p>	法令改正のため

	<p><u>回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む</u></p> <p>③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 <u>(就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む)</u></p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>3 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付等により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。 労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。 <u>なお、有期労働契約の締結において、その契約期間内に無期転換申込権が発生する場合は、無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件を明示する必要がある。</u></p> <p><パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項> 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、<u>短時間・有期雇用</u>労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口</p>	<p>③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>3 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付等により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。 労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。</p> <p><パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項> 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、<u>短時間労働者</u>の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口</p>	
<p>5 勤務状況 (1) 勤務体制 (区法) 勤務体制</p>	<p>【基本的考え方】 <u>施設における職員の労働時間や休日等の勤務体制は、労働基準法を遵守すること。</u></p> <p>【観点】 <u>年10日以上年次有給休暇が付与されている職員は付与された日から1年間で5日以上取得できているか。</u></p> <p>【関係法令等】 <u>労働基準法第39条</u></p>	<p>【基本的考え方】 <u>(新設)</u></p> <p>【観点】 <u>(新設)</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(新設)</u></p>	<p>基準見直しのため</p>

	<p>【評価事項】及び【評価】 <u>有給休暇を1年間で5日以上取得できていない職員がいる。【B】</u></p>	<p>【評価事項】及び【評価】 <u>(新設)</u></p>	
<p>6 職員給与等の状況 (2) 社会保険</p> <p>(3) 賃金台帳</p>	<p>【基本的考え方】 <u>(区補記)</u> <u>また、同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三以上である短時間労働者は健康保険・厚生年金保険に、一週間の所定労働時間が二十時間以上である職員は雇用保険に加入すること。</u></p> <p>【関係法令等】 (3) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 6 条第 1 項、<u>第 12 条第 5 号</u> (5) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 5 条、<u>第 6 条第 1 号</u></p> <p>【基本的考え方】 使用者は、賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他法令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。</p> <p><u>(区補記)</u> <u><記載事項></u> <u>①氏名 ②性別 ③給料の計算期間 ④労働日数 ⑤労働時間数 ⑥時間外、休日の労働時間数、深夜労働の時間数 ⑦基本給、手当など賃金の種類ごとの額 ⑧賃金控除の額</u></p>	<p>【基本的考え方】 <u>(追加)</u></p> <p>【関係法令等】 (3) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 6 条第 1 項、<u>(追加)</u> (5) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 5 条、<u>(追加)</u></p> <p>【基本的考え方】 使用者は、賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他法令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>法令で定める要件を明示</p>
<p>7 健康管理 (2) 健康診断</p>	<p>【基本的考え方】 (略) <u>【雇入時健康診断及び定期健康診断の項目は以下のとおり。】</u> <u>1 既往歴及び業務歴の調査</u> <u>2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査</u> <u>3 身長（※2）、体重、腹囲（※2）、視力及び聴力の検査</u></p>	<p>【基本的考え方】 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>法令等で定める要件を明示</p>

	<p>4 <u>胸部エックス線調査 (※2) 及び喀痰検査 (※1、2)</u></p> <p>5 <u>血圧の測定</u></p> <p>6 <u>貧血検査 (血色素量及び赤血球数) (※2)</u></p> <p>7 <u>肝機能検査 (GOT、GPT、γ-GTP) (※2)</u></p> <p>8 <u>血中脂質検査 (LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセライド) (※2)</u></p> <p>9 <u>血糖検査 (※2)</u></p> <p>10 <u>尿検査 (尿中の糖及び蛋白の有無の検査)</u></p> <p>11 <u>心電図検査 (※2)</u></p> <p>※1 喀痰検査は、定期健康診断のみの項目</p> <p>※2 定期健康診断における健康診断の項目の省略基準</p> <p>・身長：20 歳以上の者</p> <p>・腹囲：1. 40 歳未満 (35 歳を除く) の者 2. 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内蔵脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 3. BMI が 20 未満である者 4. BMI が 22 未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者</p> <p>・胸部エックス線検査：40 歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 1. 5 歳毎の節目年齢 (20 歳、25 歳、30 歳及び 35 歳) の者 2. 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 3. じん肺法で 3 年に 1 回のじん肺健康診断の対象とされている者</p> <p>・喀痰検査：1. 胸部エックス線検査を省略された者 2. 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者</p> <p>・貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査：35 歳未満の者及び 36～39 歳の者</p> <p>【関係法令】 平成 10 年 6 月 24 日労働大臣告示第 88 号「労働安全衛生規則第 44 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」</p>	<p>【関係法令】 <u>(追加)</u></p>	
11 災害対策の状況	【関係法令等】	【関係法令等】	関係法令等精査

(3) 消防計画等	(1)～(2) (略) (3) 東京都帰宅困難者対策条例（平成 24 年東京都条例第 17 号） <u>第 4 条第 4 項</u> (4)～(5) (略)	(1)～(2) (略) (3) 東京都帰宅困難者対策条例（平成 24 年東京都条例第 17 号） (4)～(5) (略)	
(5) 防災訓練等	<p>【評価事項】【評価】</p> <p>(1) 毎月避難及び消火訓練を実施していない。【C】</p> <p><u>(2) 消防計画に基づく通報訓練を実施していない。【B】</u></p> <p><u>(3) 避難・消火・通報訓練の実施方法が不適切である。【B】</u></p> <p>(1) 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施していない。【B】</p> <p>(1) 地震想定訓練を実施していない。【B】</p> <p>(1) <u>消火・通報及び避難</u>訓練記録が整備されていない。【B】</p>	<p>【評価事項】【評価】</p> <p>(1) 毎月避難及び消火訓練を実施していない。【C】</p> <p><u>(2) (追加)</u></p> <p><u>(2) 実施方法が不適切である。【B】</u></p> <p>(1) 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施していない。【B】</p> <p>(1) 地震想定訓練を実施していない。【B】</p> <p>(1) 訓練記録が整備されていない。【B】</p> <p>(略)</p>	基準見直しのため
(6) 災害発生時等への備え	<p><u>【基本的考え方】</u></p> <p><u>(略)</u></p> <p><u>また、保育所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。なお、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとされている。</u></p> <p><u>保育所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。また、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p>	<p><u>【基本的考え方】</u></p> <p><u>(略)</u></p> <p><u>(追記)</u></p>	基準見直しのため

	<p><参考> <u>令和4年12月23日付厚生労働省事務連絡「児童福祉施設等における業務継続計画等について」</u></p>		
(8) 安全対策	<p>【関係法令等】 (1) (略) (2) 保育所保育指針第3章3(2)、第3章4(1)、<u>(2)</u>、<u>(3)</u> (3)～(5) (略)</p>	<p>【関係法令等】 (1) (略) (2) 保育所保育指針第3章3(2)、第3章4(1) (3)～(5) (略)</p>	関係法令等精査
(8) 安全対策 (続き)	<p>【評価事項】 (1) 安全計画を策定していない【C】 (1) 安全計画に定める研修及び訓練を実施していない。【C】 <u>(1) 安全計画を職員に周知していない【C】</u> (1) 保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知していない。【C】</p>	<p>【評価事項】 (1) 安全計画を策定していない【C】 (1) 安全計画に定める研修及び訓練を実施していない。【C】 <u>(1) (追加)</u> (1) 保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知していない。【C】</p>	基準見直しのため
(9) 設備全般に関する留意事項	<p>【基本的考え方】 <u>児童福祉施設は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けるとともに、採光、換気その他の入所者の保健衛生及び入所者に対する危害防止に十分考慮した構造設備を設けなければならない。</u></p> <p><配慮すべき事項例示> (参考：東京都保育所設備・運営基準解説) <u>ア 指つめ防止策</u> <u>イ 不審者の侵入防止・児童の飛び出し等防止策</u> <u>ウ 照明器具等の飛散防止策・落下防止策、備品等の転倒防止策</u> <u>エ ガラスへの衝突防止</u> <u>オ 建具などの面取り等</u> <u>カ 感電防止</u> <u>キ 転落防止策</u></p>	<p>【基本的考え方】 <u>(新設)</u></p>	安全に関する配慮の例示を記載した

	<p>ク <u>進入防止策</u> ケ <u>階段等の安全対策</u> コ <u>視き見防止策</u> サ <u>開き戸の安全対策</u></p> <p>【観点】 1 <u>児童の安全確保について配慮がなされているか。</u></p> <p>【関係法令等】 (1) <u>都条例第5条第3項</u></p> <p>【評価事項】【評価】 (1) <u>児童の安全確保について配慮が不十分である。</u> 【B】</p>		
<p>12 公定価格における各種加算等の状況 充足すべき職員数の算定方法について</p>	<p>【基本的考え方】 1 <u>基本分単価において充足すべき職員と各加算について</u> <u>3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、チーム保育推進加算、療育支援加算及び障害児保育加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を満たした上で、それぞれの加算において求める職員数を充足すること。また、事務職員雇上費加算、事務職員配置加算及び事務負担対応加配加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき事務職員及び非常勤事務職員を満たした上で、それぞれの加算において求める事務職員及び非常勤事務職員を充足すること。</u> <u>職員数の充足状況の確認に際しては、当該施設・事業所の専任又は他の施設・事業所との兼務の状況を把握すること。兼務とされる職員については、機会を捉えて、勤務の実態を把握するようにすること。</u> <u>また、施設・事業所において地域子ども・子育て支援事業等を実施している場合は、それらの事業等において求められる職員の配置を含めて充足状況を確認すること。</u></p>	<p>【基本的考え方】 (新設)</p>	<p>留意事項通知から考え方を抜粋して記載</p>

	<p><u>2 常勤以外の職員配置について</u> <u>常勤以外の職員を配置する場合については、下記の算式によって得た数値により充足状況を確認すること。</u> <u>算式 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計 ÷ 各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(1) 留意事項通知第4(1)、(3)</u></p>		
(1) 3歳児配置改善加算	<p>【基本的考え方】 <u>3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人により実施する施設に加算する。なお、3歳児の実人数が15人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育士数を満たす場合は、加算が適用される。</u> <u><算式></u> <u>{4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数×1/15(同)} + {1,2歳児数×1/6(同)} + {乳児数×1/3(同)}</u> <u>= 配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入)</u></p>	<p>【基本的考え方】 1 3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人により実施する施設に加算する。<u>(追加)</u></p>	留意事項通知の改正のため
(2) 4歳以上児配置改善加算	<p>【基本的考え方】 <u>4歳以上児に係る保育士配置基準を4歳以上児25人につき1人により実施する施設(チーム保育推進加算を取得している施設は除く。)に加算する。なお、4歳以上児の実人数が25人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育士数を満たす場合は、加算が適用される。</u> <u><算式></u> <u>{4歳以上児数×1/25(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数×1/20(同)} + {1,2歳児数×1/6(同)} + {乳児数×1/3(同)}</u> <u>= 配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入)</u></p>	<p>【基本的考え方】 <u>(新設)</u></p>	留意事項通知の改正のため 当該項目を(2)に新設のため、 以下項目番号整備

	<p>【観点】 <u>1 4歳以上児の利用子ども数25人につき保育士1人が配置されているか。</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(1)留意事項通知第1(1)別紙2Ⅲ3</u></p> <p>【評価事項】【評価】 <u>(1) 4歳以上児の利用子ども数 25 人につき保育士1人が配置されていない。【C】</u></p>	<p>【観点】 <u>(新設)</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(新設)</u></p> <p>【評価事項】【評価】 <u>(新設)</u></p>	
(4)減価償却費加算	<p>【基本的考え方】 (削除)</p> <p>【観点】 (削除)</p> <p>【関係法令等】 (削除)</p> <p>【評価事項】【評価】 (削除)</p>	<p>【基本的考え方】 <u>1 以下の要件全てに該当する施設に加算する。</u> <u>(1) 保育所の用に供する建物が自己所有であること。</u> <u>(2) 建物を整備・改修又は取得する際に、建物資金又は購入資金が発生していること。</u> <u>(3) 建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと。</u> <u>(4) 賃借料加算の対象となっていないこと。</u></p> <p>【観点】 <u>1 建物が自己所有であるか</u> <u>2 建物を整備又は取得する際に、建物資金又は購入資金が発生しているか。</u> <u>3 建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないか。</u> <u>4 賃借料加算の対象となっていないか。</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(1)留意事項通知第1(1)別紙2Ⅲ5</u></p> <p>【評価事項】【評価】 <u>(1) 建物が自己所有でない。【B】</u> <u>(1) 建物を整備又は取得する際に、建物資金又は</u></p>	<p>制度自体に変更はないが、検査の観点で確認する加算を精査した。</p>

		<p>購入資金が発生していない。【B】</p> <p>(1) 建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けている。【B】</p> <p>(1) 賃借料加算の対象となっている。【B】</p>	
(5) 賃借料加算	<p>【基本的考え方】 (削除)</p> <p>【観点】 (削除)</p> <p>【関係法令等】 (削除)</p> <p>【評価事項】【評価】 (削除)</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 以下の要件全てに該当する施設に加算する。</p> <p>(1) 保育所の用に供する建物が賃貸物件であること。</p> <p>(2) (1) の賃貸物件に対する賃借料が発生していること。</p> <p>(3) 「賃貸物件による保育所整備事業」等の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと。</p> <p>(4) 減価償却費加算の対象となっていないこと。</p> <p>【観点】</p> <p>1 建物が賃貸物件であるか。</p> <p>2 賃借料が発生しているか。</p> <p>3 「賃貸物件による保育所整備事業」等の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないか。</p> <p>4 減価償却費加算の対象となっていないか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 留意事項通知第1(1)別紙2Ⅲ6</p> <p>【評価事項】【評価】</p> <p>(1) 建物が賃貸物件でない。【B】</p> <p>(1) 賃借料が発生していない。【B】</p> <p>(1) 「賃貸物件による保育所整備事業」等の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じている。【B】</p> <p>(1) 減価償却費加算の対象となっている。【B】</p>	<p>制度自体に変更はないが、検査の観点で確認する加算を精査した。</p>
(6) 主任保育士専任加算	<p>【基本的考え方】 主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任さ</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 主任保育士を保育計画の立案等の主任業務</p>	<p>留意事項通知の改正のため</p>

	<p>せるための代替保育士を配置し、以下の事業等（以下「特別保育事業」という。）を複数実施する施設に加算する。</p> <p>なお、当該加算が適用される施設においては、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p> <p><u>なお、主任保育士がクラス担当を兼務することは適切ではなく、代理であっても、1月を超えて兼務が継続している場合、加算は適用されないこと。</u></p>	<p>に専任させるための代替保育士を配置し、以下の事業等（以下「特別保育事業」という。）を複数実施する施設に加算する。</p> <p>なお、当該加算が適用される施設においては、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p> <p><u>(追加)</u></p>	
<p>(11) 処遇改善等加算 ア 加算額に係る使途</p>	<p><u>【基本的考え方】</u></p> <p><u>1 基本的な考え方</u></p> <p><u>加算Ⅰの基礎分に係る加算額は、職員の賃金の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てること。</u></p> <p><u>加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ及び加算Ⅲに係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てること。</u></p> <p><u>また、当該改善の前提として、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額についても同様であること。</u></p> <p><u>2 賃金の改善の方法</u></p> <p><u>処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、その方針をあらかじめ職員に周知し、改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目の水準を低下させないことを前提に行うことともに、対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意すること。</u></p> <p><u>3 加算Ⅰの賃金改善要件分及び加算Ⅲに係る加算額については、各施設・事業所で決定する範囲の職員に対し、基本給、手当、賞与又は一時金等のうちから改善を行う賃金の項目を特定した上で、毎月払い、一括払い等の方法により賃金の改善を行うことがで</u></p>	<p><u>【基本的考え方】</u> <u>(新設)</u></p>	<p>基準見直しのため(会計経理編から運営管理編へ移動)</p>

	<p><u>き、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。なお、手当や一時金等については、基本給の引上げや定期昇給の増額等に段階的に反映していくことが望ましく、給与表や給与規程の見直しを推進すること。</u></p> <p><u>加算Ⅱに係る加算額については、副主任保育士、専門リーダー又は中核リーダー及び職務分野別リーダー又は若手リーダーに対し、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により賃金の改善を行うこととし、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>1 加算Ⅰの基礎分に係る加算額は、職員の賃金の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てているか。</u></p> <p><u>2 加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ及び加算Ⅲに係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てているか。</u></p> <p><u>3 国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額もその全額を職員の賃金の改善に確実に充てているか。</u></p> <p><u>1 処遇改善等加算による賃金の改善の方針をあらかじめ職員に周知しているか。</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>1 処遇改善等加算通知第3の1</u></p> <p><u>1 処遇改善等加算通知第3の2</u></p> <p>【評価事項】【評価】</p> <p><u>1 加算Ⅰの基礎分に係る加算額を、職員の賃金の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てていない。【C】</u></p>	<p>【観点】 <u>(新設)</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(新設)</u></p> <p>【評価事項】【評価】 <u>(新設)</u></p>	
--	---	---	--

<p>イ 処遇改善等加算 I 賃金改善要件 処遇改善加算 II・III 加算要件</p>	<p><u>2 加算 I の賃金改善要件分、加算 II 及び加算 III に係る加算額を、その全額を職員の賃金の改善に充てていない。【C】</u></p> <p><u>3 国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額全額を職員の賃金の改善に確実に充てていない。【C】</u></p> <p><u>1 処遇改善等加算による賃金の改善の方針をあらかじめ職員に周知していない。【B】</u></p> <p>【基本的考え方】</p> <p><u>1 加算認定に係る要件</u> <u>「賃金改善計画書（処遇改善等加算 I・II・III）」を都道府県知事に提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知すること。または、「賃金改善を行う旨の誓約書」を提出するとともに、その内容を職員に周知すること。</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>1 「賃金改善計画書（処遇改善等加算 I・II・III）」または「賃金改善を行う旨の誓約書」を提出しているか。</u></p> <p><u>2 その内容を職員に周知しているか。</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>1 処遇改善等加算通知第 4 の 2、第 5 の 2、第 6 の 2</u></p> <p><u>2 処遇改善等加算通知第 4 の 2、第 5 の 2、第 6 の 2</u></p> <p>【評価事項】【評価】</p> <p><u>1 (1)「賃金改善計画書（処遇改善等加算 I・II・III）」または「賃金改善を行う旨の誓約書」を都道府県知事に提出していない。【C】</u></p>	<p>【基本的考え方】 <u>(新設)</u></p> <p>【観点】 <u>(新設)</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(新設)</u></p> <p>【評価事項】【評価】 <u>(新設)</u></p>	
--	---	--	--

<p>ウ 処遇改善加算 I キャリアパス要件</p>	<p><u>2 その具体的な内容を職員に周知していない。【C】</u> <u>3 周知の内容等が不十分である。【B】</u></p> <p><u>【基本的考え方】</u> <u>処遇改善等加算通知第4の3(1)及び(2)のいずれにも適合すること又は加算Ⅱの適用を受けていること。</u> <u>(1) 次の要件のすべてに適合し、それらの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知していること。</u> <u>(ア) 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件を定めていること。</u> <u>(イ) (ア)に掲げる職員の職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めていること。</u></p> <p><u>(2) 職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見交換しながら、資質向上の目標並びに次の(ア)及び(イ)に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、それを全ての職員に周知していること。</u> <u>(ア) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、職員の能力評価を行うこと。</u> <u>(イ) 資格取得のための支援を実施すること。</u></p> <p><u>【観点】</u> <u>1 就業規則等において、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及び賃金体系を定めているか。</u> <u>2 資質向上の目標を具体的に計画しているか。</u> <u>3 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施しているか。</u> <u>4 職員の能力評価基準を定め、職員の能力評価を適正に実施しているか。</u> <u>5 資格取得のための支援を実施しているか。</u></p>	<p><u>【基本的考え方】</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>【観点】</u> <u>(新設)</u></p>	
--------------------------------	---	---	--

<p>エ 処遇改善等加算Ⅱ 加算要件</p>	<p><u>6 要件に掲げる事項を全ての施設・事業所職員に周知しているか。</u></p> <p><u>【関係法令等】</u> <u>1 処遇改善等加算通知第4の3(1)</u> <u>2 処遇改善等加算通知第4の3(2)</u> <u>3 処遇改善等加算通知第4の3(2)</u> <u>4 処遇改善等加算通知第4の3(2)</u> <u>5 処遇改善等加算通知第4の3(2)</u> <u>6 処遇改善等加算通知第4の3(2)</u></p> <p><u>【評価事項】【評価】</u> <u>1 就業規則等において、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及び賃金体系を定めていない。【C】</u> <u>2 資質向上の目標を具体的に計画していない。【B】</u> <u>3 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施していない。【B】</u> <u>4 職員の能力評価基準を定め、職員の能力評価を適正に実施していない。【B】</u> <u>5 資格取得のための支援を実施していない。【B】</u> <u>6 要件に掲げる事項を全ての施設・事業所職員に周知していない。【B】</u></p> <p><u>【基本的考え方】</u> <u>1 次に掲げる加算の区分に応じそれぞれに定める職員（看護師、調理員、栄養士、事務職員等を含む。）に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）及びこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していること。</u></p> <p><u>i 加算Ⅱ－① 次に掲げる要件を満たす職員（以下「副主任保育士等」という。）</u> <u>a 副主任保育士・専門リーダー又はこれらに相当す</u></p>	<p><u>【関係法令等】</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>【評価事項】【評価】</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>【基本的考え方】</u> <u>(新設)</u></p>	
----------------------------	--	---	--

	<p><u>る職位の発令や職務命令を受けていること。</u> <u>b 概ね7年以上の経験年数を有するとともに、別に定める研修を修了していること。</u></p> <p><u>ii 加算Ⅱ-② 次に掲げる要件を満たす職員（以下「職務分野別リーダー等」という。）</u> <u>a 職務分野別リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること。</u> <u>b 概ね3年以上の経験年数を有するとともに、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野を担当するとともに、別に定める研修を修了していること</u> <u>※「概ね」の判断については、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえた柔軟な対応が可能である。</u></p> <p><u>2 個別の職員に対する賃金の改善額は、次に掲げる職員の区分に応じそれぞれに定める要件を満たすこと。</u></p> <p><u>i 副主任保育士等 原則として月額4万円。ただし、月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる。</u></p> <p><u>ii 職務分野別リーダー等 原則として月額5千円。ただし、副主任保育士等において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる。</u></p> <p><u>【観点】</u> <u>1 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知しているか。</u></p>	<p><u>【観点】</u> <u>(新設)</u></p>	
--	--	-------------------------------------	--

	<p><u>2 副主任保育士等や職務分野別リーダーが、職位の発令や職務命令を受けており、かつ、経験年数や研修要件を満たしているか。</u></p> <p><u>3 個別の職員に対する賃金の改善額は、要件を満たしているか。</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>1 処遇改善等加算通知第5の2(1)ケ、(2)カ</u></p> <p><u>2 処遇改善等加算通知第5の2(1)コ</u></p> <p>【評価事項】【評価】</p> <p><u>1 就業規則等において、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及び賃金体系を定めていない。【C】</u></p> <p><u>2 副主任保育士等や職務分野別リーダーが、要件を満たしていない。【C】</u></p> <p><u>3 個別の職員に対する賃金の改善額が、要件を満たしていない。【C】</u></p>	<p>【関係法令等】</p> <p>(新設)</p> <p>【評価事項】【評価】</p> <p>(新設)</p>	
(12) 小学校接続加算	<p>【基本的考え方】</p> <p>(削除)</p> <p>【観点】</p> <p>(削除)</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>1 次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に加算する。</u></p> <p><u>i 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。</u></p> <p><u>ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。</u></p> <p><u>III 小学校との接続を見通した保育課程を編制・実施していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>1 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にしているか。</u></p> <p><u>2 小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施しているか。</u></p> <p><u>3 小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況が分かる資料を作成しているか。</u></p>	<p>制度自体に変更はないが、検査の観点で確認する加算を精査した。</p>

	<p><u>【関係法令等】</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>【評価事項】【評価】</u> <u>(削除)</u></p>	<p><u>4 小学校との接続を見通した保育課程を編制しているか。</u></p> <p><u>【関係法令等】</u> <u>(1)留意事項通知第1(1)別紙2VI10</u></p> <p><u>【評価事項】【評価】</u> <u>(1)小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にしていない。【B】</u> <u>(1)小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していない。【C】</u> <u>(1)小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況が分かる資料を作成していない。【B】</u> <u>(1)小学校との接続を見通した保育課程を編制していない。【C】</u></p>	
<p><u>(12)施設長を配置していない場合</u></p>	<p><u>【基本的考え方】</u> <u>1 要件(※1)を満たす施設長を配置(※2)していない施設に適用する。</u></p> <p><u>※1:施設長は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者とする。</u> <u>※2:2以上の施設又は他の事業と兼務し、施設長として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす施設長を配置したこととはならないこと。</u></p> <p><u>【観点】</u> <u>1 要件を満たした施設長を配置しているか。</u></p> <p><u>【関係法令等】</u> <u>(1)留意事項通知第1(1)別紙2IV2</u></p>	<p><u>【基本的考え方】</u> <u>1(新設)</u></p> <p><u>【観点】</u> <u>1(新設)</u></p> <p><u>【関係法令等】</u> <u>(1)(新設)</u></p>	<p>制度自体に変更はないが、検査の観点で確認する減算を精査した。</p>

	<p>【評価事項】【評価】 <u>(1) 要件を満たした施設長を配置していない、かつ減算調整がなされていない。【C】</u> <u>(2) 要件を満たした施設長を配置していないが減算調整はなされている。【B】</u></p>	<p>【評価事項】【評価】 <u>(新設)</u></p>	
(13) その他	<p>【基本的考え方】 <u>留意事項通知には、基本分単価において充足すべき職員や、各加算の要件等について定められている。加算を取得する際には、要件を満たしていることが必要である。</u></p> <p>【観点】 <u>1 留意事項通知の要件を満たしているか。</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(1) 留意事項通知</u></p> <p>【評価事項】【評価】 <u>(1) 留意事項通知に違反している。【C】</u> <u>(2) 留意事項通知に一部違反している。【B】</u></p>		<p>制度自体に変更はないが、検査の観点で確認する加算等を精査した。</p>
(14) 第三者評価受審加算	<p>【基本的考え方】 <u>(削除)</u></p> <p>【観点】 <u>(削除)</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(削除)</u></p>	<p>【基本的考え方】 <u>1 「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設に加算する。</u></p> <p>【観点】 <u>1 区が認める第三者機関による評価を受審しているか。</u> <u>2 受診結果を公表しているか。</u></p> <p>【関係法令等】 <u>留意事項通知第1(1)別紙2IV2</u></p>	<p>制度自体に変更はないが、検査の観点で確認する加算を精査した。</p>

	<p>【評価事項】【評価】 <u>(削除)</u></p>	<p>【評価事項】【評価】 <u>(1) 区が認める第三者機関による評価を受審して いない。【C】</u> <u>(2) 受審結果を公表していない。【B】</u></p>	
--	-----------------------------------	---	--

【新旧対照表】 令和6年度 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
Ⅱ- ① 凡 例 保育内容（関係法令及び通知等）			
項目番号 46	<p>【関係法令及び通知等】</p> <p><u>46 令和6年2月8日5福祉子保第3004号「保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について（通知）」</u></p> <p>【略称】</p> <p><u>5 福祉子保第3004号通知</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>【略称】</p> <p><u>(追加)</u></p>	新規追加
項目番号 47	<p>【関係法令及び通知等】</p> <p><u>47 昭和46年7月31日児発第418号「児童福祉施設における事故防止について」</u></p>	<p>【関係法令及び通知等】</p> <p><u>46 昭和46年7月31日児発第418号「児童福祉施設における事故防止について」</u></p>	・項目番号46の新規追加による連番修正
項目番号48	<p>【関係法令及び通知等】</p> <p><u>48 令和4年6月13日府子本第679号、4初幼教第9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号「教育・保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の自己の防止について（通知）」</u></p> <p>【略称】</p> <p>府子本第<u>679</u>号通知</p>	<p>【関係法令及び通知等】</p> <p><u>47 令和2年6月12日府子本第659号、2初幼教第10号、子少発0612第1号、子保発0612第1号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」</u></p> <p>【略称】</p> <p>府子本第<u>659</u>号通知</p>	<p>・通知発出による修正</p> <p>・項目番号46の新規追加による連番修正</p> <p>通知発出による修正</p>
項目番号 49～60	<p>【関係法令及び通知等】</p> <p><u>49～60</u> (略)</p>	<p>【関係法令及び通知等】</p> <p><u>48～59</u> (略)</p>	・項目番号46の新規追加による49から60までの連番修正

項目番号 55	【関係法令及び通知等】 <u>令和6年4月1日こ保発第225号</u> 「延長保育の実施について」	【関係法令及び通知等】 <u>平成27年7月17日雇児発0717第10号</u> 「延長保育の実施について」	通知発出による修正
項目番号 59	【関係法令及び通知等】 令和元年9月18日31こ保発第12458号 「私立保育園における保護者からの実費徴収等について(通知)」	【関係法令及び通知等】 令和元年9月18日31こ保発第12548号 「私立保育園における保護者からの実費徴収等について(通知)」	誤記による訂正
II-② 保育内容			
3 健康・安全の状況 (7) 疾病等への対応 イ 感染症 基本的考え方	<p>感染症や<u>その他の疾病の発生予防に努めること。</u> 最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことである。適切な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いすることが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常に実施する必要がある。 (略)</p> <p>感染症やその他の疾病の(削除)発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 (略)</p>	<p>感染症の発生又はまん延を防止するため、<u>必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u> 最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことである。適切な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いすることが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常に実施する必要がある。 (略)</p> <p>感染症やその他の疾病の<u>発生予防に努め、その</u>発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 (略)</p>	所要の文言修正

<p>3 健康・安全の状況</p> <p>(8)乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止基本的考え方</p>	<p>【対策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の顔が見える仰向けに<u>しっかりと寝かせる</u>。 ・照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。<u>顔色がしっかり確認できること。(採光、布団等が顔にかぶっていないか。)</u> ・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。(0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。) ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ・<u>必ず大人が見ていること。(子供から目を離さない、子供全員が見える位置につく、死角を作らない。)</u> ・児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。子供を1人にしない。(子供だけにしない。) ・保育室内の禁煙を<u>徹底する</u>。 ・<u>日々、個々の体調確認の徹底(個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等)</u> <p>参考 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p><u>参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</u></p> <p>【観点】</p>	<p>【対策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の顔が見える仰向けに寝かせる。 ・照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。 ・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。(0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。) ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ・児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。子供を1人にしない。(子供だけにしない。) ・保育室内は禁煙とする。参考 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) <p>【観点】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通知発出を踏まえた文言修正 ・所用の文言修正
--	--	---	--

	<p>1 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <p>【関係法令等】 (1)～(6) (略) <u>(7)5 福祉子保第 3004 号通知</u></p> <p>【観点】 2 睡眠時チェック表を作成しているか。</p> <p>【関係法令等】 (1)保育所保育指針 <u>(削除)</u> 第 3 章 3(2)ア、イ (2)～(6) (略) <u>(7)5 福祉子保第 3004 号通知</u></p>	<p>1 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <p>【関係法令等】 (1)～(6) (略) <u>(追加)</u></p> <p>【観点】 2 睡眠時チェック表を作成しているか。</p> <p>【関係法令等】 (1)保育所保育指針 <u>第 2 章 1 (3) ア</u> <u>第 3 章 1 (3) イ</u>、第 3 章 3(2)ア、イ (2)～(6) (略) <u>(追加)</u></p>	
3 健康・安全の状況 (9)児童の安全確保 ア 事故防止	<p>【基本的考え方】 (対策例) (略) ・施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施したうえで、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題ある箇所<small>箇所</small>の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。</p>	<p>【基本的考え方】 (対策例) (略) ・施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施したうえで、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題ある箇所<small>箇所</small>の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。</p>	誤記に伴う修正
3 健康・安全の状況 (9)児童の安全確保 ア 事故防止	<p>【観点】 5 プール活動を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。</p> <p>【根拠法令等】 (4)府子本第 <u>679</u> 号通知</p>	<p>【観点】 5 プール活動を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。</p> <p>【根拠法令等】 (4)府子本第 <u>659</u> 号通知</p>	通知発出による修正

<p>3 健康・安全の状況 (9)児童の安全確保 ア 事故防止</p>	<p>【観点】 6 児童の送迎は保護者等が行うよう周知を徹底しているか。</p> <p>【関係法令等】 (2) 雇児総発第 402 号通知別添-2-1（職員の共通理解と所内体制）及び（保育所（削除）の通所時における安全確保）</p>	<p>【観点】 6 児童の送迎は保護者等が行うよう周知を徹底しているか。</p> <p>【関係法令等】 (2) 雇児総発第 402 号通知別添-2-1（職員の共通理解と所内体制）及び（保育所・<u>障害児通園施設</u>の通所時における安全確保）</p>	<p>誤記による訂正</p>
---	---	---	----------------

【新旧対照表】 令和6年度 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（会計経理）

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
Ⅲ－① 凡 例 会計経理（関係法令及び通知等）			
項目番号9 関係法令及び通知等	令和5年6月7日こ成保39 5文科初第591号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」		新設
項目番号9 関係法令及び通知等		令和2年7月30日付府子本第761号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」	廃止
Ⅲ－② 会計経理			
Ⅱ 共通（社会福祉法人とそれ以外の者）の会計経理 1 委託費の弾力運用 （2）積立資産 ア 積立資産等の管理等	<p>【観点】</p> <p><u>3 積立資産に対応する預貯金等を保有しているか。</u></p> <p>【評価事項】</p> <p><u>3 積立資産に対応する預貯金等を保有していない。</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>3 経理等通知 1（3）、（4）</u></p> <p>【評価】</p> <p><u>【C】</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>4 積立資産について他の事業の資金を同一通帳により管</u></p>	(新設)	東京都の指導検査基準の改正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>理保管している場合は、通帳等の内訳を管理しているか。</u></p> <p>【評価事項】 4 <u>積立資産が保管されている通帳等の内訳を管理していない</u></p> <p>【評価】 <u>【C】</u></p>		
<p>Ⅲ 社会福祉法人以外の者の 会計経理 (1) 経理処理等</p>	<p>【基本的な考え方】</p> <p><u>認可保育所の決算書は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。企業会計で作成した決算書から組み替えて、社会福祉法人会計基準により決算書を作成している場合には企業会計で作成した総勘定元帳と金額が一致しない項目について、その理由及び金額を管理する必要がある。</u></p> <p>【観点】</p> <p>4 <u>企業会計で帳簿を作成し、行政提出用に社会福祉法人会計基準に準じた様式で決算書を作成している場合は、決算書の各勘定科目の金額の根拠等について、企業会計で作成している帳簿との整合性がとれているか。</u></p> <p>【関係法令等】 4 <u>第295号通知 第1の3(3)②</u></p> <p>【評価事項】 4 <u>帳簿と決算書の整合性がとれていない</u></p> <p>【評価】 <u>【C】</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>東京都の指導検査 基準の改正</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>【観点】 5 <u>保育所の貸借対照表に計上された現金預金が実在するか。</u></p> <p>【評価事項】 5 <u>保育所の貸借対照表に計上された現金預金の実在しない。</u></p> <p>【評価】 <u>【C】</u></p> <p>【観点】 6 <u>現金預金について他の事業の資金を同一通帳により管理保管している場合は、通帳等の内訳を管理しているか。</u></p> <p>【評価事項】 6 <u>現金預金が保管されている通帳等の内訳を管理していない。</u></p> <p>【評価】 <u>【C】</u></p>		
IV 共通（社会福祉法人とそれ以外の者）大田区追補 1 処遇改善等加算 （2） 処遇改善等加算 I 加算率	<p>1 （2） 【基本的考え方】</p> <p><u>常勤職員（就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（一か月に 120 時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であって一日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務するもの）</u></p>	<p>1 （2） 【基本的考え方】</p> <p><u>常勤職員（その施設・事務所に勤務する全ての常勤職員とすること。常勤職員以外の者であっても、一日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務している者は、これを常勤とみなして含める。）</u></p>	「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和 5 年 6 月 7 日付こ成保 39）」新設に伴う改訂

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
1 処遇改善等加算 (5) 処遇改善等加算Ⅱ 1 (加算認定に係る要件)	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 (加算認定に係る要件)</p> <p>(2) <u>加算Ⅱ新規事由がある場合、加算Ⅱ新規事由に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等見込総額が特定加算見込額を下回っていないこと。</u></p> <p><u>加算の区分に応じ、それぞれに定める職員に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していること。</u></p> <p><u>加算Ⅱ新規事由がない場合、賃金改善実施期間において、対象職員に係る賃金見込総額が当該職員に係る起点賃金水準を下回っていないこと。</u></p> <p><u>加算当年度における対象職員に係る役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給の総額が加算当年度の加算Ⅱによる加算見込額を下回っていないこと。</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1</p> <p>(2) <u>また、加算Ⅱ新規事由がある場合又は加算Ⅱ新規事由がない場合の要件等を満たしているか</u></p>	<p>「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和5年6月7日付こ成保39）」新設に伴う改訂</p> <p>通知第6 2(1)アの要件を記載し加算Ⅲと整合させた</p>
(5) 処遇改善等加算Ⅱ 2 (実績報告に係る要件)	<p>2 (実績報告に係る要件)</p> <p>(2) <u>加算Ⅱ新規事由がある場合、加算Ⅱ新規事由に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回っていないこと。</u></p> <p><u>加算Ⅱ新規事由がない場合、賃金改善実施期間において、対象職員に係る支払賃金総額が当該職員に係る起点賃金水準を下回っていないこと。</u></p> <p><u>加算当年度における対象職員に係る役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給の総額が加算当年度の加算Ⅱによる加算実績額を下回っていないこと。</u></p>	<p>2</p> <p>(2) <u>また、加算Ⅱ新規事由がある場合又は加算Ⅱ新規事由がない場合の要件等を満たしているか</u></p>	
IV 共通（社会福祉法人とそれ以外の者）大田区追補	<p>【基本的考え方】</p>	<p>【基本的考え方】</p>	<p>「施設型給付費等に係る処遇改善等</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
1 処遇改善等加算 (6) 処遇改善等加算Ⅲ 1 (加算認定に係る要件)	<p>1 (加算認定に係る要件)</p> <p>(2) <u>加算Ⅲ新規事由がある場合、賃金改善実施期間において、職員(法人の役員を兼務している施設長を除く。)に係る賃金改善等見込総額が特定加算見込額を下回っていないこと。</u></p> <p><u>職員の賃金見込総額のうち加算Ⅲにより改善を行う部分の総額が加算当年度の加算見込額を下回っていないこと。</u></p> <p><u>また、加算Ⅲにより改善を行う部分の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げによるものであること。</u></p> <p><u>加算Ⅲ新規事由がない場合、賃金改善実施期間において、職員に係る賃金見込総額が、当該職員に係る起点賃金水準を下回っていないこと。</u></p> <p><u>職員の賃金見込総額のうち加算Ⅲにより改善を行う部分の総額が加算当年度の加算見込額を下回っていないこと。</u></p> <p><u>また、加算Ⅲにより改善を行う部分の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げによるものであること。</u></p> <p>【観点】</p> <p>1</p> <p>(2) <u>加算Ⅲ新規事由がある場合又は加算Ⅲ新規事由がない場合の要件等を満たしているか。</u></p> <p>【評価事項】</p> <p>(2) <u>加算Ⅲ新規事由がある場合又は加算Ⅲ新規事由がない場合の要件等を満たしていない。</u></p> <p>【基本的考え方】</p> <p>2 (実績報告に係る要件)</p> <p>(2) <u>加算Ⅲ新規事由がある場合、賃金改善実施期間において、職員に係る賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回っていないこと。</u></p>	<p>1 (加算認定に係る要件)</p> <p>(2) <u>また、賃金改善期間中に処遇改善等加算通知第6 2(1)アの要件を満たしていること。</u></p> <p>【観点】</p> <p>1</p> <p>(2) <u>賃金改善期間中に処遇改善等加算通知第6 2(1)アの要件を満たしているか。</u></p> <p>【評価事項】</p> <p>(2) <u>賃金改善期間中に処遇改善等加算通知第6 2(1)アの要件を満たしていない。</u></p> <p>【基本的考え方】</p> <p>2 (実績報告に係る要件)</p> <p>(2) <u>また、賃金改善期間中に処遇改善等加算通知第6 2(2)アの要件を満たしていること。</u></p>	加算について(令和5年6月7日付こ成保39)新設に伴う改訂
1 処遇改善等加算 (6) 処遇改善等加算Ⅲ 2 (実績報告に係る要件)	<p>2 (実績報告に係る要件)</p> <p>(2) <u>加算Ⅲ新規事由がある場合、賃金改善実施期間において、職員に係る賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回っていないこと。</u></p>	<p>2 (実績報告に係る要件)</p> <p>(2) <u>また、賃金改善期間中に処遇改善等加算通知第6 2(2)アの要件を満たしていること。</u></p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>職員の支払賃金のうち、加算Ⅲにより改善を行う部分の総額が加算当年度の加算実績額を下回っていないこと。また加算Ⅲにより改善を行う部分の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。</u></p> <p><u>加算Ⅲ新規事由がない場合、賃金改善実施期間において、職員に係る支払賃金総額が、当該職員に係る起点賃金水準を下回っていないこと。</u></p> <p><u>職員の支払賃金のうち、加算Ⅲにより改善を行う部分の総額が加算当年度の加算実績額を下回っていないこと。また、加算Ⅲにより改善を行う部分の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げによるものであること。</u></p> <p>【観点】 2 (2) <u>加算Ⅲ新規事由がある場合又は加算Ⅲ新規事由がない場合の要件等を満たしているか。</u></p> <p>【評価事項】 2 (2) <u>加算Ⅲ新規事由がある場合又は加算Ⅲ新規事由がない場合の要件を満たしていない。</u></p>	<p>【観点】 2 (2) <u>賃金改善期間中に処遇改善等加算通知第6 2(2)アの要件を満たしていること。</u></p> <p>【評価事項】 2 (2) <u>賃金改善期間中に処遇改善等加算通知第6 2(2)アの要件を満たしていない。</u></p>	